

【住宅取得等特別控除を受けるための添付書類】

新築住宅の取得の場合は次のとおりです。
中古住宅の取得・増改築の場合については、
税務署または税務相談室にお尋ねください。

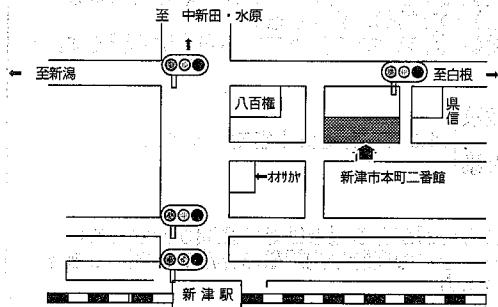


新築住宅の場合	要件	必要な添付書類
	①住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること ②家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上240㎡以下であること ③床面積の1/2以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること ④控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること ⑤民間金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用していること ⑥住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること	②住民票の写し ③建物の登記簿謄（抄）本 ④請負契約書、売買契約書など、家屋の得価額を明らかにする書類又はその写し ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

（注1）会場にはコピー設備がありませんので売買（請負）契約書など「建物の取得対価の額を明らかにする書類」は、あらかじめコピーをご用意ください。

（注2）連帯債務を有する方は「建物の取得に際して支出した自己資金」の状況、また、土地・建物を同時に取得した場合で連帯債務を有する方は「自己資金」の状況のほか土地の共有割合をあらかじめお調べください。

【会場略図】



**税務相談室を
ご利用ください！**

税金のことでわからないことがありましたら、お気軽に「税務相談室」をご利用下さい。

※税務相談室新潟分室

☎025(224)3710

（受付時間 9:00

～17:00）

申告書は、自分で書いて、郵送で！